

こちらのように離島であれば
尚更不便な生活が不便になるの
です。

せっかくインターネットの普及により、このような
島に居て、服でも食品でも薬でも自由に買
うことが出来るようになりました。
それにも今現在でも「一部離島不可」という
物もあり、都会の方と平等では無いのです。

店頭販売で買う時・買える時はそろします。
しかしながら 島外に出る機会といつのは
そう多くはありません。多供も小さいので
尚更です。

薬を使うのはいくら説明を
受けたとしても

No.5

内閣官房

overdose<オーバードーズ>の方など
も居るのが現実です。あくまで自己責任
が大きいと思います。

いくら説明を受けても守らない人も居るのが
残念ですが、そのような一部の例で大々教の
「不便」を感じる人の意見をないがしろにするの
はいかがかと思います。

「離島料金」という高い送料を払っても買う
現実が有ることも忘れないでほしいです。

時間もなく、種類もなく、匿名性の高い
地域でこのような法改正は本当に不便
以外の何ものもないのです。

内閣官房

井汲厚生労働大臣

般

「医薬品新制度の日清施行に関する検討会」毎回 講演

私は、8年前に本土より嫁モ離島にて民衆経営をしようとする一オルの母親です。

仁鮮や童兒として金錢的にも、はく肩が出来ることで出来ず、インターネットを利用して子供の日用品（オムツ・ミルク等）と一緒に常備薬（風邪・便秘・鎮痛・眼・キズ薬等）を購入しています。送料無料にはる場合が多く、低価格により、他のお母さん達にも利用者は多いようです。

離島の薬局は、人口が少ないので、本土より品揃えが薄く、また、おまけに料金が高く、高額で購入

者に機械は出来ず、女性として取扱いし薬剤
アシベシの保てないまま購入しほれはならぬ
状況です。

インターネットでの購入が出来ばくは、下記合
本士に親ある人には、子供に長時間移動の
無理させ、車いす通勤、便携性を重視、薬と
服いためせざるを得ません。（配達販売業者ご
は、私が2オクタから服用して、お薬を服用できな
くなります。）

常備薬は、家族の誰か向時使用するやかうが
予防や急病時の備え等への対応の為、医薬品へと並べもの
と、使用者が薬剤提供を受け購入し、その日いつか
に服用・消費するものだと言はばこと與ふもあ。
情報の交換はインターネットや電話では不可能ほどの
システムへ、説明書が何の事に該んでどの様な方法へ。

身勝手は竟飲んで居ました。歯薬品の
運賃標準よりも高めで、私の生活に無理が
我慢が出来ることにはなるのですが、今から不必要な
諸々事務ご苦労局に出向ければ大はげにもいらしゃ
ると思ひます。

私のように困る人間がいる事を知つてお
も。また検討していただきたいことも、どうか
お願ひ申しあげます。

平成21年3月29日

「外添厚生労働省大臣」及び「医療品新販売制度の円滑施行大
会に関する検討会」委員様

私は [REDACTED] より [REDACTED] 放れた [REDACTED] 大きなご迷惑をかけます

2-すから 気軽に [REDACTED] に行ける環境ではありません

薬局は [REDACTED] に1店あります。[REDACTED] には有りません

そして、土産物との併用店舗なので、品数は多くはありません。
自分が欲しい薬が手に入ることは限りません。

もちろん定期販売です

配達薬販業者の方が [REDACTED] より [REDACTED] が行な

販売に来てくれるのです。

たとえ来てくれたとしても高い物となってしまうのではないか。
物価の高い離島に暮らしていると、少しでも安く手に入れる
ネット販売は無くさはならない物です。

そして小さな島では、プライバシーの問題が有ります
人には知られたくない満足というのもあると思います

それも小さな島では買っている現場を知り合いで見られると

噂になってしまって、う事も避けられない現実です

ネットで購入できるのは、とてもありがたい事です

何が危険の恐なう薬より、ネットで買おうと言うのではなく
常備薬が欲しいのです

どうか、ご理解いただければと思います

・今回の薬事法の改政について。

通信販売で沢山の薬が買えなくなるのは
離島住民には大変困ります。今や世は医療
薬やその他特殊な薬ではないですが、ウオチ
とかなれば体のどちらかに異常が現われつつあり
種類多くの薬に頼る事になります。私の住む
島には薬を売る店は無く隣の島の薬局まで
船で渡らねばなりません。

ぜひ、いくつかのチェックを付けて良から販売
出来る様にして欲しいです。例えば個人がインターネット
等で探す薬品名と会社名、それに自分の症状なども、
ある機関に送ると、その専門家がチェックして、どう届由
して注文が出され、製薬会社等は代理まで発送する等
を前向きに検討して欲しいです。

2029. 3. 29

(追信)

今回の薬事法の改正について。

私達離島に住む者にとって一番困るのは
「○○○」恐れが有るから通信販売の
禁止! 』と云う事です。

人を殺す為に使われるから包丁の販売
禁止とか、交通事故死の恐れが有るか
ら乗用車の販売禁とかは有りません。
包丁や乗用車は日常生活には必要があり
だからです。

同様に人前にて薬は欠かせない
あります。いくつかの安全対策を取って、ぜひ販
売する方向で検討をお願いします。

2009. 9. 3 /

意 見 書

平成21年3月3日 提出

舛添厚生労働省大臣殿 及び
「医薬品取扱規制の実情施行に関する検討会」委員宛

『一般医薬品の通販規制の理由が、
本当に国民の安心安全なのでしょうか?』

私は [REDACTED] の離島、[REDACTED] に住んでいます。

人口 [REDACTED] のこの島には、小さな食料品店が2軒あります
薬局、薬店はありません。

ネットで医薬品が買えてくれたけど、こうなります。

種類も数も限られた置き薬を使な。

内地の知人に症状を伝え、薬局へ出向いてもらひ、

薬剤師に症状を伝え購入、梱包して送ってもらうという
時間もお金もかかる方法となるのが普通なのです。

防ふと症状は違うけど、まだ、これでいいか」と置き薬を使い、

「わざわざ買いに行ってもううほどでなければいいか」と我慢する。

たぶん こういうことになりますでしょう。

これが本当に国民の安心安全を考えた国の方針ですか?

厚生労働省が離島生活者や障害者の健康を無視してまで

守るとしているものは何がお不知不づ?

舛添厚生労働省大臣

及び「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」委員の皆様へ

私は■■■在住の視覚障害1級(全盲)男性です。

私は、妻と、長女、長男の4人で暮らしております。

このたび、インターネットで医薬品の購入ができなくなることを知り、大変残念であり、また、失望しております。

人は視覚からかなりの情報を得ながら生活していますが、「視覚障害は情報障害」とも言われ、情報の入出力それぞれに問題が生じてしまうことにより、これまで社会の一員として健常者と生活していくうとすると、著しい不便がありました。

そして、その一部を解決してくれているのがIT技術です。

私は現在、市販のパーソナル・コンピュータにスクリーンリーダという種類のソフトをインストールして使用しています。これは、画面に表示された内容を声で読み上げるソフトです。入力はいわゆるローマ字入力で行い、結果や、ホームページやメールの内容などは、合成音声でパソコンのスピーカーから聞こえて来ます。例えば「こうせいろうどうしよう」を変換すると「あついのこう、いきるのせい、ろうりょくのろう、ろうどうしやのどう、かえりみるのしよう」…とガイドされ、私もこれを頼りに皆様と同じように、メールを読み書きしたり、自分のブログを更新したりしています。また、ホームページの内容などを音声化する機能もあるので、私もたくさんのホームページから情報を得たりしています。

IT技術は、これまで不可能だったことをたくさん可能にしてくれました。その一つに、私のような視覚障害者が自分の力だけで買い物できるようになったということがあります。

そして、それは医薬品も例外ではありません。

私はこれまで何度も医薬品をインターネットで購入していますが、その全てについて納得し、また、満足しております。

それは、数ある薬品の中から自分のニーズに適合した製品を注意深く選び、購入したからに他なりません。

インターネット上の薬局の一部では、開封しなければ入手できないような使用上の注意を、商品ページに掲載しています。それら全てに私はアクセスすることができ、それを参考にしながら、自由に商品を選び、購入ボタンを押して購入しています。

また、ときにはどうしても早く薬が欲しいときもあります。そんなときにも、時間が許せばネットで成分を調べ、あらかじめ欲しい薬を決めてから薬局でその商品を指定して、購入するようにしています。

それは、私が一人の消費者として、自己責任で医薬品を選ぶことが、当然のことだと思うから。

ところで、私が医薬品を購入するとき、一番大切だと思う物。それは情報です。身分でも、肩書きでもなく、薬そのもの情報なのです。

今回の省令で、第1類は薬剤師が販売することを義務付け、説明文書を購入者に手渡すこと…とされているようですが、個人的な話で恐縮ではありますが、そのどこに意味があるとお考えでしょうか。

視覚障害者である私が、アクセスできないような情報など、いくらいただいてもまったく

価値がありません。ある意味それは情報とは言えません。応対している方が、アルバイト店員であるか、登録販売者であるか、また、薬剤師であるかの区別は、どうやつたらよろしいのでしょうか。「名札にその旨を掲示」となっているようですが…。「インターネットは対面販売ではないので安全を確保できないため、ネットでの販売は規制べき」ということをおっしゃる方々お一人お一人が、1度目を閉じ、想像してみていただきたいと思います。眼を閉じた状態で、ご自身ではなく、大切なご家族の薬を購入するということを。まず、どうやって薬局に行きますか？ある程度見当を付けないと薬局事態を探すことできません。どうにかして薬局に入ることができたとして。だれかに聞きますか？水虫の薬でも、妊娠検査薬でも、大きな声でそばを通っている人に聞いてみますか？そばを行き来している人が一般客か、従業員か、薬剤師かを、どうやって聞き分けますか？少なく

くとも私には「すみません、風邪薬が欲しいのですが」と声を掛けてみたら「あ、店員さん呼んで来ますね？」と一般のお客さんに言われた経験があります。そして、本当に薬を購入しようとするとき、どんな基準で商品を選びますか？容器の重さですか？最初に薦められた商品ですか？ご自身ではなく、ご家族の薬だとして。どうしますか？どうやって選びますか？薬剤師に説明していただいたとして、それを家に帰って誤り無く使用者にしっかりと伝える自信がありますか？それとも「眼が悪いんだから薬局じゃなく、配置薬でいいじゃないか…」と、知らないだれかが決めた制度に従い、配置薬をお使いになりますか？配置薬にない物が必要になつたらどうしますか？ご家族のために薬を買わなければならないのに、それでご自身は最善を尽くしたと思えますか？なにか問題が生じても薬剤師の先生が行ったことなのだから仕方が無かったと言えますか？自身が働いて得たお金を支払うのに、押し付けられたようなサービスでも良いですか？

少なくともそんなことは、私にはできませんし、言えませんし、思えません。

私自身に十分な情報がもたらされず、暗に薬剤師が薦めてくれた薬を子供に飲ませ、問題が起きたら…。だれも責任など取ってくれません。薬剤師が薦めた薬であつても、最終的に使用したのが親だからということになるでしょう。十分な情報がもたらされていれば、自分の判断で事故などを未然に防止できる可能性もありますが、情報が十分得られないということになれば、判断することも難しくなります。それから、実は。我が家には、配置薬があります。「使わなければ料金はかかりませんし、使った分だけいただぐシステムとなっておりますので…」と半ば強引に置いていかれた薬箱です。が、もちろん説明書を私には読むことができません。これでもまだ「薬局に行けないのであれば配置薬があるじゃないか」とおっしゃりますか？鍼灸師として働き、少しではありますかが納税をしている私ですが、ご自分が働いて得たお金を使う先を決められるというのは、感情論として不愉快ではありませんか？これらのことを、検討会の皆様はどうお考えになりますか？こう考える私は極端な人間でしょうか？家族の一員として生きるということ、家族を守るということ、自立した生活を営むということなどを考えるとき、法治国家において必要なのは十分な情報と、それを吟味して賢く使うということなのではないでしょうか。

確かに、医薬品に安全性は不可欠だと思います。しかし、それは医薬品として発売される前、既に審査されているのではありませんか？誤った使い方まで想定しているとは思いませんが、処方薬に比べて薬効を抑えてある市販薬のはずです。

インターネット事態には、危険な部分があることも事実です。しかし、インターネットで医薬品を供給しようとしている団体が自主的に規制を設け、より安全に消費者に薬を届けようとしている事実を無視し、ネットでは対面が確保できないから販売してはならないというのは、なんの対面を重視なさっているのかが、はなはだ疑問です。業界の対面ですか？お役人の対面ですか？専門職の対面ですか？それらは、消費者のニーズと一致していますか？

「臭い物には遠ざ」という議論ではなく、明日を、それに続く未来を見据え、今一度お考えいただきたいと思います。

医療でも、今は「インフォームド・コンセント」という概念が定着しつつあります。十分な説明と同意の下に…ということです。このままネットでの医薬品販売を禁止することは、消費者の権利を大幅に制限することになるでしょう。消費者の選択の幅を狭めるとするなら、消費者に対して十分な説明が無ければ、ただの横暴と言われても仕方がないのではないかでしょうか。

私の立場から申し上げると、今や自治体の広報誌もネットで読める時代です。最高裁判所の判例もネットで公開されています。電子政府も、国が推進してきたことはずです。電子納税システムというのもあります。これらは視覚障害者もアクセス可能な情報です。つまり、バリアフリーの一つだと思います。

バリアフリーは、できる者ができない者のためになにかをするということでは成り立たないのではないかと思います。共存の思想から生まれる物。それがバリアフリーではないかと思います。離島にお住まいの方、お仕事や家事、育児にお忙しい方、外出が困難な方、そして私のような障害のある者。少数意見と切り捨てず、どうか耳を傾けていただきたいと思います。

民主主義の基本は多数決。しかし、それはさまざまの人たちが自由に意見交換をした結果、さまざまな立場や境遇も加味して…。多数賛成ということであれば、たくさんの人たちに都合が良いはず…ということなのではないかと思います。それだからこそ法の制定には唯一の立法機関である国会の賛成が必要なのであって、少数意見は無視しても良いということにはならないはずです。

消費者の選択肢を狭めたり、新しいビジネスのチャンスを摘むような道を狭めるような議論ではなく、だれにでも開かれた、国民の大部分が納得できる道を探すことが、極めて重要なのではないかと思います。消費者が自由にいろいろな情報にアクセスして、自己責任で市販薬を購入し、使用する。分からぬ事や困ったがあればそのときは専門家である薬剤師に相談したり、助言を求めたりする。それが、自然なように、私は思います。

ネットは危険だからとかという一義的な議論ではなく、購入や販売手段としてのネットなのであって、ネットワークで繋がったコンピュータの先には、いつも人間が存在するという事実があります。優しさと強さを共存させていくのと同じように、安全性と利便性も、共存させていくとする姿勢こそが大切なのではないかと私は思います。

報道によれば、パブリックコメントの97パーセントが一般医薬品のインターネット販売規制に反対だったとか。その声にどうか耳を傾け、なにが大切なことなのかを、今一度お考えいただきたいと思います。

第一に優先すべきは対面ですか？消費者の安全ですか？インターネットでは本当に安全性が確保できませんか？対面であれば、確実に安全が確保できますか？

「危険だから」と取り上げるのではなく、自己責任で市販薬を使用するという基本的な考え方を消費者自身も身に着けなければいつまでたっても「賢い消費者」にはなりえないだろうと思います。自分の訴えを明確にし、専門家の助言を受けたりしながら自分に適した市販薬を適宜購入して使う。それが自然な姿ではないかと思います。

現在できていることをわざわざ規制してまで、なにを求めるというのかも正直疑問です。

パブリックコメントの97パーセントが医薬品のネット販売規制に対して「反対」と回答し、反対署名も100万件を突破したと聞いております。

この事実をどうお考えなのでしょうか。また、本当に有益なのは「対面販売」に固執し、他の販売手段を一切禁止して、消費者の自由や利便性などを制限することなのか、それとも、消費者が自己責任で医薬品を購入し、使用するという方向性なのか。健全な市場競争が行われ、販売側、購入側それぞれにとって、どのような方法が最良であるか、今一度お考えいただきたいと思います。

厚生労働大臣外添要一様

長年、原因不明の耳鳴りに悩まされている者です。

はっきりした診断がつかず、何度も病院を変えてみたものの状況は変わりませんでした。

処方される薬を使用すると症状は押さえられるものの、強い眠気などを伴うなど常時使用するわけにはいきませんでした。

耳鳴りに良いと言われる漢方薬、民間療法など色々試してみましたが、はかばかしい結果は得られませんでした。5年くらい前にインターネットで大阪の薬局のオーダーメイド漢方薬というのを見つけました。

地元の■にも同じような薬局があり利用したことはありましたがあくまで元々と思い、大阪の薬局のカウンセリングを受けて購入しました。

その薬が私の体質に合ったのか、病院で処方される薬の様に眠気などの副作用もなく、症状が軽くなるので使用を続けています。

もちろん病気自体が直るわけではないものの、症状が軽くなり日常生活にならざるを得ない薬です。

今回の医薬品通信販売規制は、一番の当事者である利用者の意見が全く反映されずに行われようとしていて、非序に腹立たしく思っています。

対面販売でないと安全な販売ができないという事が現状を見る限り理解できません。

薬品名を指定して購入すれば説明を受ける事はまずありません。

また大手の薬局では、殺菌消毒薬の逆性石けんと薬用ハンドソープの区別すらできないレベルの店員が販売しているのを何度も見ています。

私の利用している薬局では、購入しようとするとその薬の説明画面が開き、薬によれば問診票のフォームを記入しないと購入手続きができず、問診票の内容により購入ができなくなります。

逆に直接顔を合わせないだけに、婦人科の薬や妊娠判定薬、痔の薬など詳しい説明を受けられるケースもあると思います。

また、メール、ファックス、電話などで質問やアドバイスを受けることもできます。

このような実例を見る限り、どのような根拠で対面販売でならないといけないか理解に苦しみます。

私は以前、処方薬でショック状態になり呼吸困難を起こした事があります。

市販薬といえども人体に作用するだけに同様の事が起きる可能性はあると思います。

副作用が起きたら、薬局でできることは至急医師の診察を受けるようにアドバイスする位しかありません。

予防するには事前の説明が重要ですが、インターネット上の薬局が実際の店舗での説明と比べて勝るとも劣るとは思いません。

通信販売に変わった方法としての案を読みましたが、利用者の立場から見ると机上の空論、ナンセンスとしかいいようがありません。

障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法

(方法の1)

○ 配置販売業者を通じて、必要な医薬品を居宅に配達する。

配置販売業の場合、訪問先の居宅で、専門家が対面で情報提供することになる。

(方法の2)

○ 使用する者から依頼を受けた家族、親戚などが薬局・店舗を訪れて、使用する者の状態を伝え、専門家から対面で情報提供を受けて医薬品を購入する。この場合、購入を依頼された家族などが使用する者に医薬品を渡しながら情報提供の内容を伝えることになる。

(方法の3)

○ 介護事業者などが、障害者や高齢者などの施設や買い物を介助する中で、薬局・店舗に来て、使用する者が専門家から対面で情報提供を受けて、医薬品を購入する。

私の実家では今でも配置薬を利用しておらずそのシステムは知っています。

配置薬の業者が配置できる薬品は限定されていて、利用者が希望する薬品を配置することは絶対に不可能です。また家族や親戚などに簡単に頼める状況にあればすでにそうしているはずです。

購入したい医薬品が近くの薬局・店舗で販売していない場合の供給方法

- 使用する者が近くの薬局・店舗に注文して、その薬局・店舗が製造業者や製造販売業者から取り寄せて、使用者が薬局・店舗を訪れて、専門家から対面で情報提供を受けて購入する。

私の経験からすると、その薬局で扱っていない薬品を求めるとき、当店では扱っていいと言われ断られるのが普通だと思います。

普段扱っていない薬品を小口で発注する手間やコストを考えると採算が合うとは思えません。
そこまでして扱ってくれるか不明です。

私が経営者なら断ります。

個人的なことになりますが、この規制が予定通り実施されると非常に困ります。

色々考えた結果、知り合いの貿易業者に大阪の同業者を紹介してもらい、代行で購入できるか問い合わせたところ可能との返答をもらいました。

全く関係のない人の手を通して購入することに抵抗はありますが、現状ではそうするより方法が思いつきません。
規制が実施されたら大阪の代行業者に依頼することになると思います。

知り合いの代行業者の話だと、すでに同様の問い合わせは有り、新たなビジネスチャンスと期待していると言っていました。

今回の規制により、説明や情報提供や質問に答えることのできる業者を排除し、医薬品に素人の業者が医薬品の流通に介在しかねない状況を生み出すことになります。

代行サービスも規制すれば良いと思われるかもしれません、顧客の注文により代行購入するという形態を考へると、合法的に流通している品物を扱う限りどのようなものが扱われているか補足は不可能で、実効性のある規制はできないと思います。

代行サービスは資金がなくても開業できるためサラリーマンがサイドビジネスとして始めるケースも有るよう聞いています。

このような状況を考えると、きちんとしたルールを策定したうえでそのルールに従える通信販売する業者のみを認めるのが現実的と思います。

意見書

平成21年8月27日

本件は厚生労働大臣より医薬品新規差別度調査実行に関する検討会委員会様

21年8月26日付主毛江吉見玉來函にて医薬品新規差別度調査統一希望等

消費基準にて下記より意見を提出します。

記

本件規制の結果、医薬品の直販購入が困難になることの実際の消費量の変化と人間工学の問題等に因るか否か議論すべきことの点で本件賄賂費反対派一同意見が一致したこと及び、本件第一回めじのうえ具体的に因るかといふ対面販売の医薬剤師による医薬の理解が子供の負担や医薬品の販売に対する意図等。例えは医師は主に投薬手順、治療方法が必要である同じく対面販売で本件をいざん人本の副作用のリスクを理解する事など不可能だと想ひます。医薬品の実際服薬した場合の合併症や副作用等の判断等が本件の問題であります。

本件販売の優先度の点で医薬品の全一覧から見ると頭痛薬や換氣薬等は複数枚数が表示され商品が明確で素人が判断出来ており、販売料金も注意すべき箇所が取り扱い

本件の項目はF.2.17「この医薬品を使用する人が出来ない上にコストが表示せし薬剤師」は電話で相談する事も出来ず一人で判断するには専門的な知識が不足する人の健康状態等を把握する上からして、十分な判断が出来ないと可。現在の体面販売では子供が出来た医薬品の販売は可能ではないから。何故、薬剤師の方では子供の本件販売を控えるべきか。

障害者、高齢者、妊婦、育児中の方の訪問先の居宅介護専門家が対面で情報を提供する。又子供が今日時代、本件販売や振り込み手数料や完配薬雀張りの販売は訪問看護士の警戒にかかる、新たな薬剤師詐欺の発現が予想される中、安全な信用のための体面販売は可能ではないから。私は今ままで本件販売は是非推奨しない傾向にあると想います。